

(旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程

制 定 平成31. 4. 1 規程125
最近改正 令和3. 11. 30 規程278

(趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）に勤務する教員及び職員のうち、大阪府立大学工業高等専門学校（以下「高専」という。）に勤務する者（就業規則第3条第1項及び第2項に規定する教職員をいう。以下「教職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支払い)

第2条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令に別段の定め又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、教職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みによる方法により支払う。

(教職員の給与)

第3条 給与は、給料、給料の調整額及び手当とする。

2 手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表の種類等)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定める。

一 一般職給料表（別表第1）

二 教育職給料表（別表第2）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容については、別に定める。

(初任給)

第5条 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の給料は、別に定めるところにより決定する。

(昇格及び降格)

第6条 教職員の昇格及び降格は、別に定めるところにより決定する。

2 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定す

る。

(昇給)

第7条 教職員の昇給は、その者の勤務成績を考慮して次のとおり行う。

- 一 教職員の昇給は、別に定めるものを除き、毎年1月1日に、その前年度の4月1日から翌年の3月31日におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 二 前号の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前号に規定する期間の全部を良好な成績以上で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 三 55歳に達した日の属する事業年度の末日を超えて在職する教職員に関する前号の規定の適用については、同号中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 四 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 五 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 六 前各号に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の支給日及び支給方法)

第8条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月の月額を支給する。

- 2 給料の支給日は、17日（その日が、土曜日に当たるときは16日、日曜日又は休日（（旧）大阪府立大学工業高等専門学校教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第14条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは18日（その日が休日に当たるときは、15日）とする。
- 3 期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の各号に定める日とする。ただし、その日が土曜日に当たるときは、その日の前日とし、日曜日に当たるときはその日の前々日とする。
 - 一 6月に支給するもの 6月30日
 - 二 12月に支給するもの 12月10日
- 4 管理職手当及び地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
- 5 扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。
- 6 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における第2項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情により勤務時間の報告が遅れる場合等でその日において支給できないときは、その日後において支給する。
- 7 通勤手当の支給方法は、別に定める。

(給料の支給)

第9条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間等規程第7条及び第8条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割計算による。

(給料の調整額)

第10条 給料の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の教職員に比して著しく特殊な職に対し、別に定める額を給料の支給に準じて支給する。

2 前項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち、別に指定するものにある教職員に対して支給する。

2 管理職手当の月額額は、前項に規定する職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲内で別に定める。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（以下「一般職7級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその教職員の扶養を受けているものをいう。

一 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 身体又は精神に著しい障害のある者

3 扶養手当の月額額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「一般職6級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養の届出)

第 13 条 新たに教職員となった者に扶養親族(一般職 7 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職 7 級以上職員から一般職 7 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は直ちにその旨を別に定める様式の扶養親族届を本法人に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(一般職 7 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職 7 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

三 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

四 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合(第 1 号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族(一般職 7 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が教職員となった日、一般職 7 級以上職員から一般職 7 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 7 級以上職員以外の職員となった日、教職員に扶養親族(一般職 7 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の 1 日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を支給されている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職 7 級以上職員以外の職員から一般職 7 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で前項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 7 級以上職員となった日、扶養手当を支給されている教職員の扶養親族(一般職 7 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の 1 日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の 1 日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の 1 日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じ

た場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を支給されている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を支給されている教職員の扶養親族(一般職7級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般職7級以上職員が一般職7級以上職員以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般職6級職員が一般職6級職員及び一般職7級以上職員以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職7級以上職員以外のものが一般職7級職員となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で一般職6級職員及び一般職7級以上職員以外のものが一般職6級職員となった場合
- 七 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第14条 地域手当の月額、給料、給料の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の11.8を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(本法人から宿舍を貸与されている教職員を除く。)
 - 二 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されている教職員で配偶者が居住するための住宅(法人から宿舍を貸与されている教職員を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する教職員にあっては、当該各号に掲げる教職員でもあるものについては、第1号又は第2号に定める額及び第3号に定める額の合計額)とする。
- 一 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、

17,000円)を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする教職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。)

二 通勤のため自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする教職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せずかつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として別に定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる教職員

支給対象期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給対象期間につき、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、55,000円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第2号に掲げる教職員

次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額。ただし、別に定めるところにより、通勤が不便であると認められる教職員又は通勤が困難であると認められる身体に障害がある教職員にあつては、43,600円を超えない範囲内で別に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額。

イ 自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメ

- 一 トル未満である教職員 2,000 円
- ロ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である教職員 4,200 円
- ハ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である教職員 7,100 円
- ニ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である教職員 10,000 円
- ホ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である教職員 12,900 円
- ヘ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である教職員 15,800 円
- ト 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である教職員 18,700 円
- チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である教職員 21,600 円
- リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である教職員 24,400 円
- ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である教職員 26,200 円
- ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である教職員 28,000 円
- ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である教職員 29,800 円
- ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である教職員 31,600 円

三 前項第 3 号に掲げる教職員

交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

- 3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で別に定めるもののうち第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規

定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額を支給対象期間の月数で除して得た額が20,000円を超えるときは、20,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

- 4 前項の規定は、採用の事情等を考慮して、同項の規定による通勤手当を支給される教職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第17条 単身赴任手当は、勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 住居を移転し、父母の傷病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、採用の直前の住居から採用直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第18条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する。

- 2 特殊勤務手当は、教職員のうち、第4条第1項第2号に規定する教育職給料表の職務の級が1級、2級、3級若しくは4級である者（第11条第1項の規定により管理職手当を支給される者を除く。）が、補習若しくは講習（正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）における学生に対する指導の業務で、勤務時間等規程第7条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）若しくは勤務

時間等規程第 14 条第 2 項に規定する休日、若しくは勤務時間等規程第 15 条第 1 項に規定する代休日(以下これらを「休日等」という。)又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が 3 時間 45 分若しくは 4 時間である日(以下「4 時間勤務日等」という。)に行う場合、次の区分に応じ支給する。

(1) 週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き 6 時間以上であるとき

4,250 円

(2) 週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き 4 時間以上 6 時間未満であるとき 3,000 円

(3) 4 時間勤務日等において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き 4 時間以上であるとき 3,000 円

(時間外勤務手当)

第 19 条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた教職員に、当該勤務 1 時間につき、第 32 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。)における勤務 100 分の 125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務(勤務時間等規程第 7 条の規定に基づく週休日における勤務のうち日曜日(勤務時間等規程第 7 条の規定により毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては別に定める日)を除く。)の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた教職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 32 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)

(休日勤務手当)

第 20 条 休日勤務手当は、休日(勤務時間等規程第 7 条の規定により毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、勤務時間等規程第 14 条第 1 項に規定する休日が勤務時間等規程第 7 条に規定する週休日に当たるときは、別に定める日)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員に対し、当該勤務 1 時間につき、第 32 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した教職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第 21 条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した教職員に対して、当該勤務について支給する。

- 2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務 1 時間につき、第 32 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

(宿日直手当)

第 22 条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた教職員に対して、当該勤務について支給する。

- 2 宿日直手当の額は、前項の勤務 1 回につき、6,700 円（別に定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,900 円）を超えない範囲で別に定める。
- 3 前 3 条の規定は、第 1 項の勤務については、適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第 23 条 管理職員特別勤務手当は、第 11 条第 1 項の規定により管理職手当の支給を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第 7 条第 1 項及び第 3 項並びに第 8 条の規定により定められた週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に当該教職員に対して支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第 11 条第 1 項の規定により管理職手当の支給を受ける教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午後 5 時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該教職員に対して支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、前 2 項の規定による勤務 1 回につき、別に定める額とする。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(期末手当)

第 24 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 27 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第 8 条第 3 項に定める日（次条から第 27 条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 23 条第 1 号の規定により解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 112.5 を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が 4 級であるもの（これらの教職員のうち、別に定める者を除く。以下「特定管理職員」という。）にあつては、100 分の 92.5 を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは

就業規則第 23 条第 1 号の規定により解雇され、又は死亡した教職員のうち、第 29 条第 2 項、第 4 項、第 6 項又は第 7 項に規定する教職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

3 就業規則第 22 条の規定により採用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）に対する前項の適用については、同項中「100 分の 112.5」とあるのは「100 分の 62.5」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料、給料の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 一般職給料表の適用を受け、その職務の級が 2 級以上である職員のうち別に定める職員並びに教育職給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料、給料の調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の職階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則第 52 条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 23 条第 2 号及び第 3 号の規定により解雇された教職員

三 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 26 条 支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 4 項第 3 号において同じ）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、本法人の運営に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を法人構内の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

5 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止

処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により通知が到達したものとみなされた場合は、この限りでない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、基準日に在職する教職員に対し、理事長が別に定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第8条第3項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1号の規定により解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の表に掲げる区分に応じた割合にその者の勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

3 前項の場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額の範囲とする。

一 第1項の教職員のうち再雇用教職員以外の教員 当該教員の勤勉手当基礎額に100分の95.0（特定管理職員にあつては100分の115.0）を乗じて得た額の総額

二 第1項の教職員のうち再雇用教職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額にそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあつては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95.0（特定管理職員にあつては、100分の115.0）を乗じて得た額の総額

三 第1項の教職員のうち再雇用教職員 当該再雇用教職員の勤勉手当基礎額に、100分の42.5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

- 4 前項第1号の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。また、前項第2号及び第3号の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 第24条第5項の規定は、第2項及び第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第27条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは、「第27条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第27条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する第8条第3項に定める日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の教職員についての適用除外）

第28条 第19条から第20条の規定は、第11条第1項の適用を受ける教職員には、適用しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項の適用を受ける教職員が、正規の勤務時間以外に、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた場合は、当該勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

（休職者の給与）

- 第29条 教職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により、負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。
- 2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。教員については、その休職の期間がその休職に引き続く当該疾患による休養期間を通算して3年に達するまでは、給与の全額を支給する。
 - 3 教職員が前2項以外の就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
 - 4 教職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 5 教職員が就業規則第15条第1項第3号から第5号に掲げる事由に該当し休職にされたとき（次項及び第7項に規定する場合を除く。）は、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

- 6 教職員が就業規則第 15 条第 1 項第 4 号に掲げる事由に該当し休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。
- 7 教職員が就業規則第 15 条第 1 項第 5 号に掲げる事由に該当し休職にされた場合で、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められる場合は給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。
- 8 教職員が就業規則第 15 条第 1 項第 6 号に掲げる事由により休職にされた教職員には、いかなる給与も支給しない。
- 9 教職員が就業規則第 15 条第 1 項第 7 号の定めにより休職にされた場合で、理事長が必要と認めたときは、理事長が必要と認める期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。
- 10 前各項に規定するもののほか、休職にされた教職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

- 第 30 条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、大阪府立大学工業高等専門学校教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第 17 条に規定する休暇が与えられた場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない時間 1 時間につき、第 32 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定により減額すべき給与額は、別に定めるところにより、その月の翌月以降の給与から差し引くものとする。

(給料の半減)

- 第 30 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、教職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（理事長が別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して 90 日（結核性疾患による就業禁止の措置である場合にあつては、1 年。）を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずるものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、給料の半減に関し必要な事項は別に定める。

(端数計算)

- 第 31 条 次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額及び第 19 条から第 21 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当等の額を算定するとき、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

(勤務 1 時間当たりの給与額)

- 第 32 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料、給料の調整額、管理職手当及びこれに対する地域手当の月額その他別に定める手当の額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間（38 時間 45 分）に 52 を乗じたものから別に定めるものを減じたもので除

して得た額とする。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、教職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(管理職手当の特例)

2 第11条第1項の規定により管理職手当を支給される教職員のうち一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の者の管理職手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、当分の間、同項の規定により定められた額から100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(扶養手当に関する経過措置)

3 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第12条第1項ただし書き及び第13条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第12条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（以下「一般職6級職員等」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円」と、第13条第3項第2号中「扶養親族（一般職7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

4 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は、第12条第1項ただし書き及び第13条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第12条第3項の規定の適用については「6級」とあるのは「6级以上」と、第13条第3項第2号中「扶養親族（一般職7級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

(住居手当に関する経過措置)

5 平成31年4月1日前に合併前の大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程（平成23年公立大学法人大阪府立大学規程第60号）第15号第1項第2号に基づき現に支給を受けている教職員に対しては、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過するまでの間、引き続き月額2,500円を支給する。

(委任)

6 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2.2.12 規程14（令和2.3.31 規程86））

(施行期日)

1 この規程は、令和2年2月12日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の（旧）大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以

下「第1条改正後の規程」という。)第14条、第24条及び第27条、並びに(旧)大阪府立大学工業高等専門学校給与規程(平成31年規程第125号)附則第2項、第3項及び第4項の規定は平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の(旧)大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程の規定に基づいて平成31年4月1日から第1条改正後の規程の施行の日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、第1条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

- 4 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和2年2月17日とする。

附 則(令和2.3.31 規程85)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2.11.30 規程250)

- この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3.11.30 規程278)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

別表第1

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,600	228,200	260,800	347,700	387,200	443,200	514,100	572,800
	2	145,700	230,400	262,600	350,000	389,700	445,500		
	3	146,900	232,400	264,400	352,200	392,400	447,600		
	4	148,000	234,100	266,300	354,600	394,900	449,800		
	5	149,100	236,100	268,300	356,900	397,600	451,500		
	6	150,200	237,800	270,500	359,200	400,300	453,300		
	7	151,300	239,600	272,600	361,400	403,100	455,200		
	8	152,400	241,400	274,800	363,700	405,800	457,200		
	9	153,500	243,100	277,100	365,900	408,300	459,100		
	10	154,900	244,900	279,300	368,100	410,700	460,800		
	11	156,200	246,800	281,400	370,200	413,000	462,300		
	12	157,500	248,700	283,600	372,400	415,300	464,100		
	13	158,700	250,300	285,800	374,600	417,400	465,500		
	14	160,200	252,200	287,900	376,800	419,400	467,000		
	15	161,700	253,900	290,000	378,900	421,300	468,400		
	16	163,300	255,700	292,100	381,100	423,300	469,900		
	17	164,500	257,400	294,400	383,400	425,200	471,200		
18	166,000	259,400	296,600	385,600	427,100	472,500			

19	167,500	261,300	298,700	387,700	428,900	473,700		
20	169,000	263,300	300,900	389,900	430,800	474,700		
21	170,300	265,200	303,100	391,900	432,700	475,500		
22	173,000	267,100	305,300	393,700	434,300	476,000		
23	175,600	268,900	307,400	395,300	435,800	476,400		
24	178,200	270,800	309,600	397,000	437,400	476,800		
25	180,800	272,700	311,900	398,700	439,000	477,000		
26	182,500	274,600	314,000	400,200	440,300	477,400		
27	184,200	276,400	316,100	401,800	441,600	477,800		
28	185,900	278,300	318,200	403,400	442,900	478,300		
29	187,300	280,100	320,300	404,900	444,000	478,900		
30	187,300	282,000	322,400	406,100	445,300	479,300		
31	187,300	283,800	324,500	407,200	446,500	479,700		
32	188,000	285,600	326,600	408,400	447,800	480,100		
33	189,500	287,400	328,600	409,500	448,700	480,600		
34	191,300	289,300	330,800	410,700	449,500	480,900		
35	192,900	291,100	332,800	411,900	450,100	481,300		
36	194,700	293,000	334,900	413,100	450,600	481,700		
37	195,800	294,600	336,800	414,000	451,000	482,000		
38	197,500	296,400	338,900	414,700	451,500	482,400		
39	199,200	298,200	341,000	415,400	451,800	482,800		
40	200,700	300,000	343,100	416,100	452,200	483,200		
41	205,000	301,800	345,000	416,800	452,500	483,500		
42	206,900	303,500	347,000	417,500	452,800	483,800		
43	209,000	305,100	349,000	418,100	453,100	484,100		
44	210,900	306,800	351,000	418,500	453,400	484,300		
45	212,500	308,500	352,900	419,000	453,600	484,500		
46	214,200	310,200	354,800	419,300	453,800			
47	216,200	311,900	356,700	419,500	454,000			
48	218,200	313,600	358,600	419,700	454,200			
49	220,000	314,900	360,300	419,900	454,400			
50	222,100	316,500	361,800	420,100	454,600			
51	224,200	318,100	363,300	420,300	454,800			
52	226,200	319,700	364,800	420,500	455,000			
53	228,000	321,300	366,100	420,700	455,200			
54	229,700	322,900	367,200	420,900	455,400			
55	231,500	324,500	368,300	421,100	455,600			
56	233,400	326,000	369,400	421,300	455,800			
57	234,900	327,400	370,300	421,500	456,000			
58	236,700	328,600	371,400	421,700				
59	238,400	329,800	372,500	421,900				
60	240,200	330,900	373,600	422,100				
61	241,600	331,600	374,400	422,300				
62	243,100	332,500	375,100	422,500				
63	244,400	333,400	375,700	422,700				
64	245,900	334,200	376,400	422,900				

65	247,300	334,800	376,700	423,100				
66	248,800	335,500	377,400	423,300				
67	250,300	336,300	378,100	423,500				
68	251,900	337,100	378,800	423,700				
69	253,100	337,800	379,100	423,900				
70	254,700	338,500	379,800	424,100				
71	256,300	339,200	380,500	424,300				
72	257,900	339,900	381,200	424,500				
73	259,100	340,200	381,800	424,700				
74	260,500	340,800	382,500					
75	261,900	341,400	383,200					
76	263,300	342,000	383,900					
77	264,500	342,300	384,100					
78	265,900	342,800	384,500					
79	267,300	343,300	384,800					
80	268,700	343,800	385,100					
81	269,900	344,200	385,400					
82	271,200	344,700	385,700					
83	272,500	345,100	386,000					
84	273,800	345,600	386,300					
85	274,800	345,800	386,700					
86	276,100	346,300	387,000					
87	277,400	346,700	387,400					
88	278,700	347,200	387,800					
89	279,800	347,500	388,000					
90	280,900	348,000	388,200					
91	282,000	348,500	388,400					
92	283,100	349,000	388,600					
93	284,100	349,200	388,800					
94	285,100	349,500	389,000					
95	286,100	350,000	389,200					
96	287,100	350,500	389,400					
97	287,900	350,700	389,600					
98	288,800	351,100	389,800					
99	289,700	351,500	390,000					
100	290,600	351,700	390,200					
101	291,500	351,900	390,400					
102	292,300	352,100						
103	293,100	352,300						
104	293,900	352,500						
105	294,500	352,800						
106	295,000	353,000						
107	295,500	353,200						
108	295,800	353,400						
109	296,000	353,600						
110	296,300	353,800						
111	296,600	354,000						

112	296,800	354,200						
113	297,000	354,400						
114	297,400							
115	297,800							
116	298,200							
117	298,400							
118	298,700							
119	299,000							
120	299,300							
121	299,600							
122	300,000							
123	300,400							
124	300,600							
125	300,800							
126	301,200							
127	301,400							
128	301,600							
129	301,800							
130	302,000							
131	302,200							
132	302,400							
133	302,600							
134	302,800							
135	303,000							
136	303,200							
137	303,400							
138	303,600							
139	303,800							
140	304,000							
141	304,200							
142	304,400							
143	304,600							
144	304,800							
145	305,000							
146	305,200							
147	305,400							
148	305,600							
149	305,800							
150	306,000							
151	306,200							
152	306,400							
153	306,600							
154	306,800							
155	307,000							
156	307,200							
157	307,400							

再雇用職員		231,500	238,600	261,500	297,200	366,800	383,600	400,500	454,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2

教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
教員	1	175,400	210,200	271,600	353,000	496,600
	2	178,000	212,300	274,800	356,600	498,700
	3	180,600	214,400	277,900	359,900	500,700
	4	183,300	216,500	281,100	363,300	502,800
	5	186,000	218,400	284,200	366,800	504,800
	6	188,800	220,500	287,400	369,500	506,700
	7	191,700	222,600	290,400	372,200	508,400
	8	194,600	224,700	293,400	375,100	510,200
	9	197,500	226,900	296,400	377,800	512,000
	10	200,500	229,700	299,100	380,000	513,900
	11	203,400	232,400	301,800	382,200	515,800
	12	206,300	235,100	304,600	384,600	517,800
	13	209,000	237,600	307,200	387,100	519,600
	14	210,700	240,500	309,800	389,700	521,200
	15	212,400	243,200	312,500	392,200	522,800
	16	214,100	245,800	315,200	394,700	524,400
	17	215,800	248,400	317,900	397,200	526,000
	18	217,600	251,700	321,300	399,800	527,500
	19	219,400	254,900	326,600	402,200	529,000
	20	221,200	258,200	327,900	404,700	530,400
	21	223,100	261,300	331,200	407,300	531,800
	22	225,400	264,300	334,500	410,200	533,100
	23	227,700	267,200	337,800	412,900	534,400
	24	230,000	270,300	341,100	415,700	535,800
	25	232,100	272,900	344,400	418,600	537,100
	26	234,600	276,200	347,400	421,300	538,100
	27	236,900	279,400	350,500	424,000	538,900
	28	239,100	282,600	353,600	426,600	539,800
	29	241,300	285,400	356,700	429,200	540,700
	30	243,500	287,700	359,300	431,700	541,200
	31	245,500	290,100	361,900	434,100	541,700
	32	247,800	292,600	364,600	436,600	542,200
	33	249,800	294,800	367,400	439,000	542,600
	34	251,900	297,400	369,700	441,300	543,000
	35	253,700	300,100	372,000	443,900	543,400

36	255,800	302,700	374,300	446,300	543,800
37	257,500	304,800	376,800	448,900	544,100
38	259,600	307,500	379,200	451,200	544,500
39	261,800	310,000	381,500	453,600	544,800
40	263,900	312,500	383,900	456,000	545,000
41	265,600	315,100	386,500	458,400	545,200
42	266,800	317,700	388,500	460,800	545,400
43	268,100	320,200	390,600	463,000	545,600
44	269,500	322,700	392,700	465,300	545,800
45	270,500	325,300	394,900	467,600	546,000
46	271,600	327,800	396,900	470,000	546,200
47	272,800	330,300	398,800	472,200	546,400
48	274,000	332,800	400,700	474,500	546,600
49	274,800	335,300	402,600	476,800	546,800
50	276,000	337,700	404,200	479,000	547,000
51	277,200	340,000	405,900	481,100	547,200
52	278,300	342,400	407,600	483,300	547,400
53	279,400	344,900	409,500	485,400	547,600
54	280,600	347,000	411,300	487,100	
55	281,800	349,000	413,000	488,700	
56	282,900	351,100	414,700	490,400	
57	284,000	354,200	416,500	492,100	
58	285,300	355,300	418,200	493,100	
59	286,600	357,300	419,900	494,100	
60	287,900	359,300	421,500	495,100	
61	289,200	361,400	423,100	496,000	
62	290,500	363,300	424,500	497,000	
63	291,700	365,300	425,900	498,000	
64	293,000	367,300	427,400	498,900	
65	294,300	369,400	429,100	499,800	
66	295,600	371,300	430,200	500,600	
67	296,800	373,100	431,300	501,400	
68	298,100	375,000	432,400	502,200	
69	299,400	376,800	433,300	503,100	
70	300,500	378,600	434,300	503,800	
71	301,600	380,300	435,300	504,500	
72	302,700	382,100	436,300	505,100	
73	303,800	384,000	437,200	505,700	
74	304,800	385,700	438,200	506,400	
75	305,800	387,400	439,000	507,100	
76	306,800	388,900	440,000	507,800	
77	307,800	390,500	441,000	508,500	
78	308,700	392,200	441,900	509,000	
79	309,600	393,900	442,800	509,500	
80	310,500	395,500	443,700	510,000	
81	311,400	397,200	444,300	510,500	

82	312,300	398,700	445,200	511,000	
83	313,200	400,200	446,100	511,400	
84	314,000	401,600	447,000	511,700	
85	314,800	403,100	447,900	511,900	
86	315,700	404,500	448,900	512,100	
87	316,600	405,800	449,800	512,400	
88	317,500	407,100	450,800	512,700	
89	318,400	408,400	451,700	513,000	
90	319,100	409,600	452,200	513,200	
91	319,800	410,800	452,700	513,400	
92	320,500	412,000	453,100	513,600	
93	321,200	413,000	453,600	513,800	
94	321,900	414,000	453,900	514,000	
95	322,500	415,000	454,100	514,200	
96	323,100	416,000	454,300	514,400	
97	323,600	416,900	454,500	514,600	
98	323,900	417,900	454,700	514,800	
99	324,200	418,900	454,900	515,000	
100	324,500	419,800	455,100	515,200	
101	324,900	420,700	455,300	515,400	
102	325,300	421,700	455,600	515,600	
103	325,700	422,600	455,800	515,800	
104	326,100	423,500	456,000	516,000	
105	326,500	424,400	456,200	516,200	
106	327,000	425,300	456,400		
107	327,500	426,200	456,600		
108	327,900	427,100	456,800		
109	328,300	428,100	457,000		
110	328,800	429,000			
111	329,200	429,900			
112	329,600	430,800			
113	330,100	431,600			
114	330,600	431,800			
115	331,100	432,000			
116	331,500	432,200			
117	331,900	432,400			
118	332,300	432,600			
119	332,700	432,800			
120	333,000	433,000			
121	333,300	433,200			
122	333,700	433,400			
123	334,100	433,600			
124	334,500	433,800			
125	334,900	434,000			
126	335,400	434,200			
127	335,800	434,400			

	128	336,200	434,600			
	129	336,600	434,800			
	130	337,000	435,000			
	131	337,400	435,200			
	132	337,800	435,400			
	133	338,100	435,600			
	134	338,400	435,800			
	135	338,700	436,000			
	136	339,000	436,200			
	137	339,300	436,400			
	138	339,600				
	139	339,800				
	140	340,000				
	141	340,200				